

# 耐震診断

## ① 事前相談 (申請者)

※申請される方に必要書類をお渡します。

## ② 助成対象確認申請 (申請者)

当年度2月1日まで

2週間

助成対象確認通知(区)

## 耐震診断契約 (申請者)

※助成対象確認通知(区)の発行以降

## ③ 耐震診断実施 (申請者)

耐震診断の評定取得 (申請者) ※1  
(評定にかかる費用は助成対象外)

## ④ 完了実績報告 (申請者)

当年度3月10日まで

2週間

助成金交付決定通知(区)

## ⑤ 助成金請求 (申請者)

2ヶ月

助成金振込(区)

※振込までに期間を要します。ご了承ください

### ★注意事項:

※区から「助成対象確認通知」が発行される前に耐震診断の契約をしていた場合や、すでに耐震診断業務に着手していた場合には、助成対象不承認となりますのでご注意ください。

※提出期限を過ぎると、助成金を受けられない場合がございます。

# 耐震診断助成提出書類チェックシート

## ◆ 助成対象要件

- 墨田区内にある建物
- 昭和56年5月31日以前に着工された木造建物
- 建築基準法第9条第一項による命令を受けていない建物
- 個人または中小企業であること

## ① 事前相談

区役所9階防災まちづくり課窓口又は電話03-5608-6269で受け付けています。ご不明な点は事前にご相談ください。

## ② 助成対象確認申請

- 耐震診断助成対象確認申請書(第1号様式)
- 昭和56年5月31日以前に着工されたことが確認できる書類及び建物の所有者を証明する書類
  - ↳例: 建物の登記簿全部事項証明書(原本)…※法務局で請求
  - ↳例: 家屋課税台帳の写し(原本)…※都税事務所で請求
- 建物の所在地がわかる位置図(地図コピーに赤でマーク等)
- 消費税についての確認書(個人)
  - または消費税仕入税額控除確認書(法人又は個人事業者)
  - 高齢者等が申請もしくは居住する事を証明する書類
    - 例: 免許証、保険証、住民票などの写し
  - 商業登記事項証明書(申請者が法人の場合)
  - 承諾書(共有者が他にいる場合)
  - 承諾書(申請者が所有者でない場合)
  - 委任状(助成金を受けられる方が複数の場合)

## ③ 耐震診断契約・実施・評定取得 ※1

- ・耐震診断の評定とは、実施された耐震診断が基準に基づいて行われているかを第三者の専門機関が審査することです。
- ・評定取得にかかる費用は助成対象外です。

## ④ 完了実績報告

- 耐震診断完了実績報告書(第8号様式)
- 耐震診断に係る契約書の写し
- 耐震診断契約に係る領収書の写し
- 耐震診断評定書
- 耐震診断報告書(考察、計算根拠及び調査写真を添付)
- 改修案1案以上(目標とする評点、計算根拠および概算工事費)

## ⑤ 助成金請求

- 耐震診断助成金交付請求書兼口座振替依頼書(第10号様式)

## ※1 評定機関一覧

### ▼ 一般社団法人すみだまちづくり協会

住所: 墨田区東向島2-19-17

電話: 03-3612-3690

担当: 笠貫(かさねき)

### ▼ 東京都耐震改修促進法第17条第3項における計画の認定を行う専門機関として指定している機関

ホームページ:「東京都耐震ポータルサイト」参照

<https://www.taishin.metro.tokyo.jp/>

(トップページ→東京都の取組→耐震改修計画の認定)

## 助成率と助成額（耐震診断）

### ◆耐震診断助成の対象区域は「区内全域」です。

また、この助成制度は「木造」の建物を対象としています。

※非木造（鉄骨造、RC造など）の建物は、別の助成制度がありますのでお問い合わせください。

### ◆助成額のイメージ

助成種別	耐震診断	
区分	一般	高齢者等（以下のどれか） ・ 65 歳以上 ・ 身体障害者手帳 1 級もしくは 2 級 ・ 愛の手帳 1 度から 3 度まで
助成率	1/2 ※	10/10 ※
助成限度額	最大 7 万 5 千円 ※	最大 15 万円 ※

※区分に応じていずれか低い額。千円未満は切り捨て

- ・ 助成の対象となるのは、木造建物の耐震診断にかかる費用です。  
評定の取得にかかる費用は助成対象外です。
- ・ 区への助成金申請を業者が代行するための費用も助成対象外です。

### ◆耐震診断助成申請を行う前に必ず行ってもらうこと

#### 事前相談

- ・ 助成要件や助成金申請の流れを説明します。
- ・ 申請書類をお渡しします。
- ・ 耐震診断をする専門家（建築士）の紹介をしている団体をご案内します。

### ◆お問い合わせ方法

- ①墨田区役所 9 階 防災まちづくり課 窓口
- ②電話：03-5608-6269（直通） 3963（内線）

### ※注意事項※

助成対象確認申請および区の決定前に、耐震診断に係る契約を結ばれている場合や耐震診断作業に着手されている場合は、助成金の交付は出来ません。

必ず事前相談を行い、助成対象確認申請と区の決定を経てください。

担当：墨田区防災まちづくり課 不燃化・耐震化担当  
電話：03-5608-6269（内線3963）